

令和7年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務委託仕様書

- 1 業務の目的
低所得のひとり親（児童扶養手当受給者）世帯に対し、県産米を提供することにより経済的な支援を行い、ひとり親世帯の生活の安定を図る。
- 2 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 3 委託業務の概要
低所得のひとり親世帯に対する、県産米の調達・配送 6,584件
- 4 提供する県産米
令和7年産 山形県産 はえぬき 精白米 ビニール袋入り 10kg
- 5 提供対象者
山形県内在住の者で次のいずれかに該当する者
 - (1) 令和7年11月支払いの児童扶養手当受給者（配偶者がある者は除く。）
 - (2) 令和8年1月支払いの児童扶養手当受給者（配偶者がある者及び(1)に該当する者は除く。）
- 6 委託業務の内容
 - (1) 受託者は、発注者が提供する提供対象者の情報に基づき、提供対象者への配送を行ふこと。なお、配送の時期については、上記5(1)に該当する者には令和8年2月、上記5(2)に該当する者には令和8年2月から3月に配送すること。
 - (2) 配送する県産米は、ビニール袋入りで、2kg・3kg・5kg・10kg入りのいずれかのもので合計10kgとし、発注者が提供するチラシとあわせて段ボール箱に梱包し、提供対象者の自宅に配送すること。なお、配送の際には、山形県が提供する県産米であることがわかるよう、段ボール箱又は宅配便の送り状に明記すること。
 - (3) 県産米の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。
- 7 報告書の作成
受託者は、業務を行った月は、その月末までの配送実績に関する業務完了報告書（別紙様式）を、翌月の15日（ただし、令和8年3月の場合には令和8年3月31日）までに配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。
- 8 その他
 - (1) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。
 - (2) この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。

別 紙

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者 所在地
名 称
代表者 職名・氏名

業務完了報告書

このことについて、委託業務を下記のとおり完了しましたので、業務委託契約書第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1	委託業務名	令和7年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務
2	契約金額	(うち消費税及び地方消費税の額 円)
3	契約年月日	令和 年 月 日
4	契約期間	令和 年 月 日から令和8年3月31日まで
5	完了した 業務の内容	ひとり親世帯に対する県産米提供 (令和 年 月分) 件
6	業務完了日	令和 年 月 日

※発注者 記入欄

検査結果	
検査実施日	令和 年 月 日
検査員 職名・氏名	